

# 「横浜市放課後キッズクラブ・放課後児童クラブの充実に向けた調査業務委託」受託候補者特定に係る 実施要領

## (趣旨)

第1条 こども青少年局入札参加資格審査・指名業者選定委員会実施要綱（以下「実施要綱」という。）第9条の規定に基づき、「横浜市放課後キッズクラブ・放課後児童クラブの充実に向けた調査業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等について、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、この実施要領に定める。

## (審議事項)

第2条 実施要綱第9条第1項第2号、第4号に定められた審議事項は、次のとおりとする。

- (1) プロポーザルの実施に関する審査
  - ア プロポーザル公募条件の決定
  - イ プロポーザルの評価方法の決定
  - ウ 提出要請書の審査
  - エ その他必要と認めるもの
- (2) 選定に関する審査
  - ア プロポーザルの評価
  - イ 受託候補者の特定
  - ウ プロポーザルの評価結果の通知

## (実施の公表)

第3条 実施の公表にあたっては、原則として、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 「横浜市放課後キッズクラブ・放課後児童クラブの充実に向けた調査業務委託に係るプロポーザル評価委員会」（以下「評価委員会」という）及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

## (提案書の内容)

第4条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 主な業務実績
- (2) 業務実施体制
- (3) 当該業務に関する具体的な提案
- (4) その他当該業務に必要な事項

### (評価)

第5条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実績等
- (2) 業務実施体制等
- (3) 提案内容の妥当性・実現性等
- (4) その他、当該業務に対する知見、意欲等

2 プロポーザルの評価にあたっては、提案者にヒアリングを行うものとする。

3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。

4 評価点について最上位の者が2者以上となった場合は、評価委員会にて採択を行い、最上位を決定する。

5 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

### (評価委員会)

第6条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング

2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。

委員長	こども青少年局企画調整課長
副委員長	こども青少年局青少年育成課長
委員	こども青少年局放課後児童育成課長
委員	こども青少年局幼保小連携担当課長
委員	保土ヶ谷区学校連携・こども担当課長
委員	都筑区学校連携・こども担当課長

3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の5分の4の出席をもって成立する。

5 委員長は、評価結果をこども青少年局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

### (提案資格確認結果の通知)

第7条 横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱第11条により提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面によりその理由の説明を求められることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

### (評価結果の通知)

第8条 横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱第17条により特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

### 附 則

この要領は、令和5年3月15日から施行する。